

2000年9月30日

麴町税政連だより

(14) 発行人 麴町税理士政治連盟

会長 飯野 紘

幹事長 勝村 永司

広報委員長 久野 幸一

5合目に達した税理士改正

平成11年12月の「平成12年度税制改正大綱」(自民党)で税理士法改正を、党の目標を掲げた自民党は、党内に「税理士制度改革推進議員連盟」を設置、その「ワーキンググループ」は「税理士法改正に関する意見(タタキ台)」について本格的な検討をし、その結果が、「税理士法改正に関する項目区分について」として平成12年3月28日に報告された。

一方、大蔵省主税局・国税局においても「タタキ台」について勉強会が進められ、中間報告が3回の「論点整理メモ」として発表され、更に、これまでの「論点清家メモ」を踏まえ、平成12年6月7日日税連常務理事会で「(タタキ台)等に関する日税連と国税局との協議要旨」として報告され、税理士法改正の方向性を示唆した。

今後は、平成12年9月21日の日税連理事会での税理士法改正内容についての機関決定を経て、政府税制調査会、自民党財政部会等の議を重ね、大蔵省主税局が立法作業を行い、内閣法制局の法令審査等を受けたのちに、平成13年度の通常国会に法案として提出を目指すことになります。

今回の改正の特徴は、前回(昭和55年度改正)がまず改正要望項目を機関決定(日税連)してから運動を進めたのに対し、今回は「タタキ台」はあるものの正式な日税連の決定を受けた形をとっていない。更に前回は大蔵省主税局中心に作業が進められたのに対し、今回は自民党に対する運動を先行させた点である。これは限りなく議員立法に近い形での政府提案方式とったことである。

税政連は、税理士会がなしえない政治活動を、税理士のための政治団体として、強く「税理士制度改革推進議員連盟」の議員や法改正に理解をしていただける議員を後援会活動、懇談会を通じてし熱烈に支持し、税理士法改正を積極的に押し進めてまいりました。法案は国会の承認を得なければ成立しません、これからの政治活動が法案成立の正否を決める大事な時であり、税政連に許された政治活動の時なのです。今後も最後の最後まで法案の完全な成立をめざし税政連は懸命な努力をしてまいります。絶大なご支援を節にお願い申し上げます。

1. 会議、会合報告

2. 事務報告(麴町税政連)

12. 8. 31 麴町税政連より会員各位へ郵送
麴町税政連だより(13)発行

税政連は会員の会費により運営されています。税政連の会費納入にご助力ねがいます。

(麴町税政連だよりの発行は麴町税政連の費用で賄われています。)

ご寄付の報告

平成10年度

荒井 英吉会員	100,000円	
宮川 爽会員	100,000円	
勝村 永司会員	80,000円	総額 280,000円

平成11年度

工藤 篤司会員	20,000円	
菊池 功会員	10,000円	
稲野辺匡利会員	10,000円	
飯野 紘会員	50,000円	
勝村 永司会員	30,000円	総額 120,000円

ご寄付ありがとうございました。大事に使わせていただきます。

麴町税政連では、全員のご協力のもと会費納入の努力をしておりますが、ご寄付という形でもご支援をおまちしております。お振込先は下記の通りとなっております。よろしくお願い申し上げます。

お振込銀行	第一勧業銀行麴町支店
お振込口座	普通預金 口座番号 1119641
口座名義	麴町税理士政治連盟 会長 飯野 紘